

## 資料5 音更町子ども・子育て会議

# 音更町子ども・子育て会議規則

平成 25 年 4 月 26 日

規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成 22 年音更町条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、音更町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の教育関係団体等を代表する者
- (3) 町内の保育関係団体等を代表する者
- (4) 町内の労働関係団体等を代表する者
- (5) 町内の子育て関係団体等を代表する者
- (6) 保護者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）である町民
- (7) その他町長が適当と認める者

2 委員は、再任を妨げない。

3 第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否の同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会長は、審議事項につき必要に応じて、子ども・子育て会議に検討組織を置くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 音更町子ども・子育て会議委員名簿

分 野	氏 名	所 属	備 考
教育	杉本 聡	音更町校長会（音更町立音更中学校校長）	
	辻野 裕義	認定こども園大谷短期大学附属音更大谷幼稚園園長	副会長
	河瀬 厚	共栄台幼稚園理事	
保育 ・ 子育て	白木 幸久	音更認定こども園園長	会 長
	園部 聡子	木野南保育園園長	
	及川 抄織	一般社団法人ちっぷす代表	
	川口 豊	とまち帯広 YMCA 所長	
	川上 真智子	音更町育児サークル連絡協議会	
	西田 真智子	音更町第1子ども発達支援センターみらい	
有識者	栗原 延好	医療法人社団緑陽台歯科診療所所長	
	清水 重男	医療法人社団音更こどもクリニック理事長	
	豊川 洋市	豊川小児科内科医院院長	
	金澤 純子	音更町民生児童委員協議会（主任児童委員）	
	江刺家 由子	帯广大谷短期大学社会福祉課子ども福祉専攻教授	
就労関係	坂井 寛明	音更町商工会事務局長	
	桜井 浩	音更町農業協同組合総務部長	
	高井 要	木野農業協同組合管理部長	
	田所 真貴子	日本労働組合総連合会北海道連合会音更支部	
関係機関	板橋 潔	帯広児童相談所地域支援課長	
一般公募	石田 尚世	会社役員	
	宇佐見 美奈	—	
	中山 恵美	—	
	宮崎 さとみ	—	